

5) 視覚障害者誘導用床材 (以下視覚障害者誘導用ブロックという) (J I S T 9 2 5 1)

基本となる考え方

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が容易に確認でき、かつ、覚えやすい方法で連続して敷設する。敷設にあたっては、視覚障害者の安全を確保し、その他の歩行者の安全を阻害しないように配慮する。理解しやすい統一されたデザインを用いる。

種類・形状

- 点状ブロック(注意喚起用)
 - ・表面に点状の突起がついている。
 - ・注意を喚起するためや誘導対象施設などの位置を案内する場合に用いる。
- 線状ブロック(誘導用)
 - ・表面に平行する線状の突起がついている。
 - ・誘導対象施設などの方向を案内する場合に用いる。

色彩・素材(色彩については62頁参照)

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として弱視者に識別しやすい黄色を基本とし、他の色を使用する場合は周辺床材とのコントラストをつけるように配慮する。
- 突起部分のみの埋め込み式誘導用ブロックは、使用する箇所の床材が軟らかいと判別がつきにくく、金属製の場合は雨滴により滑りやすい。また弱視者にとっては床材と同一色は分かりにくい場合があることなどにより、使用にあたっては十分な配慮を要する。
- 周辺の床材に凸凹がある場合は、視覚障害者誘導用ブロックが識別しにくいので注意する。

敷設方法(設置例は72頁参照)

- 線状ブロックは、誘導の方向と線状突起の方向を平行にし、連続して敷設する。
- 点状ブロックは、分岐・屈曲部分・段差部分(スロープ・階段の始・終点など)・危険箇所の前面などの停止位置に敷設する。
- 原則として通路の中央に敷設する。そうでない場合には壁面・境界との間隔を充分(60cm以上)にとり、歩行者の安全に配慮する。
- 原則として湾曲しないように直線状に敷設し、屈

曲する場合は直角に敷設する。

- 建物出入口において、出入口幅と同幅程度に敷設する。
- 自動式引き戸でマットを使用する場合はマット直前に、開き戸の場合には開いた先端に点状ブロックを敷設する。
- 外部出入口からエレベーターの乗り場・点字による案内まで、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- エレベーター出入口前は、押しボタン側に寄った位置に点状ブロックを敷設する。

誘導・指示用標識

- 駐車場出入口、ホール、階段、トイレ、通路などには、目的地に安全かつ確実に到達できるように誘導したり、危険な箇所を知らせる標識を設置する。

視覚障害者誘導用ブロックの例

